

確 約 書

「封印取付け委託要領」（平成18年国自管第86号）第10条第4項に基づき、丁種受託者である広島県行政書士会（行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条の規定に基づき設立された広島県行政書士会をいう。）から委託を受けた行政書士（以下「甲」という。）と甲から再々委託を受けた行政書士（以下「乙」という。）は、下記の事項を遵守等することを確約します。

記

- 一 甲は乙が次の要件を満たすことを認め、甲の委託元である広島県行政書士会の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。
 - ア 自動車登録業務に十分精通していること。
 - *1 所属する行政書士会が丁種封印受託者である場合には、丁種会員名簿に登載されていること。
 - *2 所属する行政書士会が丁種封印受託者でない場合には、甲種封印再受託者であること。
 - イ 封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること。
- 二 乙は、封印管理簿を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等によって封印の取付け作業を適正に行うものとする。
- 三 乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け作業完了報告書に封印が確実に実施されたことを証する写真・拓本等の資料を添えて甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて封印の取付け作業について乙に報告を求めることができるものとする。
- 四 乙は、甲の委託元である広島県行政書士会が定める広島県行政書士会封印業務の受託に関する規則、広島県行政書士会運営細則及び広島県行政書士会自動車封印取扱内規に従うこと。
- 五 乙は、甲から再々委託を受けた封印の取付けに際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の関係法令を遵守し、信義則に則って誠実に対応するものとする。
- 六 甲から再々委託を受けた封印については、乙が施封すること。
- 七 乙が行う封印の取付け作業について問題が生じたときは、甲乙が協議して解決すること。

令和 年 月 日

甲 所在地 広島市西区三篠町3丁目11-1-102
登録番号 18342449

氏 名 藤本 雅士 職印

乙 所在地
登録番号

氏 名 職印

確 約 書

「封印取付け委託要領」（平成18年国自管第86号）第10条第4項に基づき、丁種受託者である広島県行政書士会（行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条の規定に基づき設立された広島県行政書士会をいう。）から委託を受けた行政書士（以下「甲」という。）と甲から再々委託を受けた行政書士（以下「乙」という。）は、下記の事項を遵守等することを確約します。

記

- 一 甲は乙が次の要件を満たすことを認め、甲の委託元である広島県行政書士会の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。
 - ア 自動車登録業務に十分精通していること。
 - *1 所属する行政書士会が丁種封印受託者である場合には、丁種会員名簿に登載されていること。
 - *2 所属する行政書士会が丁種封印受託者でない場合には、甲種封印再受託者であること。
 - イ 封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること。
- 二 乙は、封印管理簿を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等によって封印の取付け作業を適正に行うものとする。
- 三 乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け作業完了報告書に封印が確実に実施されたことを証する写真・拓本等の資料を添えて甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて封印の取付け作業について乙に報告を求めることができるものとする。
- 四 乙は、甲の委託元である広島県行政書士会が定める広島県行政書士会封印業務の受託に関する規則、広島県行政書士会運営細則及び広島県行政書士会自動車封印取扱内規に従うこと。
- 五 乙は、甲から再々委託を受けた封印の取付けに際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の関係法令を遵守し、信義則に則って誠実に対応するものとする。
- 六 甲から再々委託を受けた封印については、乙が施封すること。
- 七 乙が行う封印の取付け作業について問題が生じたときは、甲乙が協議して解決すること。

令和 年 月 日

甲 所在地
登録番号

氏 名

職印

乙 所在地 広島市西区三篠町3丁目11-1-102

登録番号 18342449

氏 名 藤本 雅士

職印